

2024年度 日本民間放送連盟 事業報告（概要）

放送を取り巻くメディア環境が激変し、デジタル社会の深化がいつそう進展する中、2024年度の民放連は、民間放送としての協調領域を見極め、積極的に取り組む方針のもと、第2期「民間放送の価値を最大限に高め、社会に伝える施策」を推進した。

具体的には、デジタル時代の放送制度や電波政策に関する対応、テレビ中継局の共同利用の推進、災害放送や選挙報道に関する情報共有、考査業務や番組審議会運営に資する検討、放送番組の製作取引に関する対応、ラジオ・テレビ広告の効果や信頼性に関する調査研究、違法アップロードコンテンツと広告に関する実態調査、ラジオの経営課題に関する調査研究、管理部門の業務支援に関する研究のほか、オリンピック・パリ大会への対応などを行った。

また、フジテレビジョンをめぐる一連の事案を受けて、2023年12月に策定した「人権に関する基本姿勢」および会員各社が定めた人権方針などを踏まえて、各社が自主的・自律的に対応することを決定し、各社に周知するなどの対応を進めた。

1. 放送倫理・番組

会員各社が訂正放送などの仕組みを自主・自律で検討し、取り組みを進めるための参考となる対応策を決定した。番組審議会検討部会を新設し、番組審議会運営の参考となる情報共有などを検討した。また、人員不足等が懸念される中、会員各社において考査が引き続き適切に実施できるよう業務支援や効率化の研究を進めるとともに、一般社団法人テレビCM考査センターへの対応を検討した。

2. 放送制度

総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」関連会合における政策提言の検討、電波利用料制度の見直し、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の改定、NHKのネット配信の必須業務化などに対し、民放経営の基盤を強化し、放送の二元体制を維持する観点からそれぞれ意見提出や意見表明を行い、民放事業者の考えが適切に反映されるよう努めた。

放送計画委員会と技術委員会が連携して、総務省、民放、NHKで構成する「中継局共同利用推進全国協議会」の活動に協力するとともに、関東協議会の検討状況などを踏まえて情報整理・分析等を行い、民放テレビ社への情報提供に努めた。

3. 技 術

放送事業用周波数の共用や移行に関する総務省の施策や技術検討に対し、意見提出や意見表明を行い、民放事業者の考えが適切に反映されるよう努めた。2023年に更新した民放テレビ中継回線については、各社の運用状況等を把握し安定的な運用を支援するとともに、その将来像の検討を進めた。サイバーセキュリティ対策では年間を通してインシデント情報や注意喚起などを共有し、説明会の開催により各社における対策の一層の向上を支援した。

4. 報 道

能登半島地震や初の「南海トラフ地震臨時情報」発令などの災害関連情報、衆院選や兵庫県知事選での選挙取材・報道をめぐる諸課題について、継続的な会員社への情報共有に努めた。新たな「防災気象情報」の運用開始に向けた検討を進め、災害時の避難情報等を伝達する「Lアラート」の改善や今後のあり方に関する総務省等での議論に参画した。

5. テレビ営業

番組制作費などのコスト増の実態を調査し、会員各社の経営判断に資するデータとして整理するとともに、アドバイザーに状況を説明するための資料を作成した。また、会員社によるCM素材の無断差し替えを受け、CM取引・運行の再点検とコンプライアンスの徹底を図るためラジオ委員会との共催で全社会議を開催した。

6. ラ ジ オ

ラジオ経営の課題解決に資する施策として、運用型デジタル広告および共通マスターの調査研究を行い、成果を報告書に取りまとめた。ラジオ放送の送信維持費に関する調査を実施し、民放ラジオ99局の親局・中継局の現状を把握した。フルIP化を見据えたカーラジオの次世代戦略の基本方針と対応を策定し、radikoと連携して検討を進めるとともに自動車メーカーなど関係者へ働きかけた。パリオリンピックのラジオ放送対応として音声共有システムを構築し、音声素材をラジオ各局に共有した。

7. 知 財

著作物等の利用に関し、音楽、レコード・レコード実演および映像実演の著作権等管理事業者と本年度以降の協定を締結した。文化庁や知的財産戦略本部における著作権法制度に関する検討や、放送番組の製作取引に関し、放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの改訂やフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行などに対応

した。放送番組の違法配信撲滅キャンペーンを継続実施した。

8. 海外展開

国際ドラマフェスティバル in TOKYO 2024 実行委員会に参画して支援するとともに、放送コンテンツの海外展開の観点から同事業を総括するための議論を進めた。民放事業者の「協調領域」を、①輸出量の増加とマネタイズのきっかけ作り、②人材育成の2本柱に再定義し、その課題解決を図るため、コンテンツのグローバル市場に挑戦する会員社への支援事業を立案することとした。

9. 総務

2025年度の事業計画案・予算案の作成など法人運営の基本事項について検討した。民放連賞について、賞の運営、受賞作品配信キャンペーンを実施するとともに、次年度に向けた規程類の改正を行った。人権意識の更なる向上に寄与するための人権関連資料の検討、地球環境問題啓発スポットの作成、準会員社の会員活動状況の確認などを行った。

民放経営に関する課題への対応では、採用関連情報ポータルサイト「MINPO. WORK」を核とした「人材採用支援事業」を継続して実施した。財務に関する課題への対応では、経理業務の効率化・DX化研究を管理部門全体に拡大し、請求書受領サービス、固定資産管理システム、人事・給与システムの共同利用、放送局専用会計システムと一般企業向け会計システムの機能比較等について研究した。著作権管理団体から発行される適格請求書の適法性を確認し、IFRS第15号適用後レビューの審議状況をフォローした。

10. スポーツ放送

オリンピック放送対策では、7月26日～8月11日まで開催された第33回オリンピック・パリ大会の取材・放送のため、民放とNHKの共同組織であるジャパン・コンソーシアムを組織して対応した。民放テレビは約304時間の番組を編成し日本選手の活躍を伝え、TVerでライブ配信やハイライト動画の配信を実施した。2026年2月開催の冬季オリンピック・ミラノ・コルティナ大会の取材・放送準備と並行して、民放のオリンピック放送の収支改善に向けた議論も行った。

11. 人権に関する取り組み

フジテレビジョンをめぐる一連の事案を受け、2025年1月23日開催の第8回理事会において、2023年12月に策定した「人権に関する基本姿勢」および各社が定めた人権方針などを踏まえ、各社が人権尊重の体制や取り組みなどを自主的・自律的に確認・点検す

ることを確認し、1月27日付で会員各社に協力を要請した。

また、第2期施策において総務委員会で取り組むこととした▽会員各社が事業を行ううえで留意すべき事項を整理した参考資料、▽留意すべき事項に関する具体的なチェック項目例、の2種の資料について、会員社により早期に周知できるよう、当初の作成スケジュールを前倒しすることとし、完成に向けた作業を加速させた。

ウェブマガジン「民放online」では「シリーズ『人権』」と題して有識者等の論考を継続的に掲載し、民放事業者の人権への取り組み姿勢を社会に発信した。

12. 横断的取り組み

- (1) プラットフォーム事業者や生成AI技術の台頭が、民放事業や健全な情報流通に大きな影響を与えていることから、偽・誤情報対策やプラットフォーム事業者への向き合いについて議論し、NHKと生成AIに関する意見交換を行った。違法アップロードと広告に関する実態調査を初めて実施した。調査結果は対外公表を行い、新聞各紙や放送で取り上げられた。このほか総務省「デジタル広告ワーキンググループ」をはじめ日本新聞協会、日本アドバイザーズ協会の関係会合に出席して調査概要の説明を行い、有識者やステークホルダーと問題意識を共有した。
- (2) 研修会関連では、各専門委員会が主催する責任者会議、研修会、説明会、全社会議、セミナーなどを対面およびオンライン形式で開催した。さらに、一部の研修動画や解説講座は一定期間配信した。

13. 研究活動

研究業務では、月次、四半期、年次、中長期の会員社テレビ、ラジオ営業収入の予測に取り組んだ。前年度に実施した「テレビの広告効果に関する研究」第3回調査の分析結果を取りまとめ、参加広告主、日本アドバイザーズ協会、民放連会員社などに報告し、広く一般への周知にも努めた。また、「ラジオの特性・広告効果に関する研究」第2回調査、「能登半島地震時のメディアの役割に関する総合調査」などを実施した。「メディア・コンテンツの将来に関する研究会」を新設し、「民放のネット・デジタル関連ビジネス研究プロジェクト」を継続して運営。ローカル局の経営強化方策を探る「ローカル民放経営セミナー」を開催した。

14. 国際会議等に関する取り組み

①国際電気通信連合・無線通信部門（ITU-R）放送関連会合、②世界知的所有権機関（WIPO）著作権等常設委員会（SCCR）、に、それぞれ協力・参加した。その

ほかABU賞への会員社の応募支援等を行った。

15. 広報・キャンペーン活動・民放連賞の実施

- (1) ウェブマガジン「民放online」をほぼ毎日更新した。機関紙「民間放送」は4月10日発行号（第2226号、2万1,600部）を最後に、発行形式をタブロイド判からニューズレター（A4判、PDF）に改め、5月8日発行号から毎月1回（原則第2水曜日）、会員社限りとして各社に送付を開始した。また、11月に『日本民間放送年鑑2024』を刊行した（900部、発売元はコーケン出版）。
- (2) キャンペーン活動では、「民放連賞受賞作品配信キャンペーン」や「放送番組の違法配信撲滅キャンペーン」を実施し、年間を通じて地球環境問題啓発スポットを放送した。
- (3) 民放連賞では、参加総数705作品・事績の中から4部門14種目92件の入賞を決定し、11月6日開催の「第72回民間放送全国大会」で表彰した。また、ラジオ・テレビ別に番組部門全種目の最優秀とこれに次ぐ優秀1番組の中から、グランプリと準グランプリを選考し、同表彰式で発表・表彰した。
- (4) 民放連会長会見を5回開催するとともに、民放連の活動を広く周知し理解を得るため、報道発表資料を民放連のウェブサイトや記者クラブなどで掲出・公表した。

16. 法人関係業務

定款の定めに従い、定時総会を1回、臨時総会を3回開催（書面による議決権行使を可能とする定款条項を適用）し、前年度の事業報告を了承、決算報告や役員の報酬、役員の選任に関する議案を承認した。理事会は8回開催し、提案48件・報告28件を承認・了承するとともに、次年度の事業計画および予算の策定などの法人運営の基本に関わる事項を決定した。

2025年3月31日時点の会員社数は、207社（準会員3社）である。

【民放連会員社】（2025年3月31日時点）

ラジオ単営 67社（中波：16社、短波：1社、FM：50社）

テレビ単営 109社（地上波：96社、衛星系：13社）

ラ・テ兼営社 31社（地上波：31社）